

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

中地区訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という）が開設する対馬市社会福祉協議会中地区訪問介護事業所（以下、「事業所」という）が行なう指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業（以下、「訪問介護事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。

2 訪問介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 : 対馬市社会福祉協議会 中地区訪問介護事業所

(2) 所在地 : 長崎県対馬市峰町三根29番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

(管理者の職務)

管理者は、訪問介護員養成研修2級課程以上修了者もしくは介護福祉士とし、事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、自らも必要に応じて、訪問介護事業の業務にあたるものとする。

(2) サービス提供責任者 2名

(サービス提供責任者の職務)

サービス提供責任者は、訪問介護員養成研修2級課程以上修了者もしくは介護福祉士とし、事業所に対する訪問介護事業の利用の申込みに係る調整や訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成、利用者又はその家族に対してのサービス内容等について、説明等を行なうものとする。

(3) 訪問介護員 6名

(訪問介護員等の職務)

訪問介護員等は、介護福祉士及び訪問介護員養成研修2級課程以上の修了者とし訪問介護の提供にあたる。

(4) 訪問介護事業の運営に必要な事務処理は、常勤訪問介護員が行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)で定められた休日、12月29日から1月3日を除く。

(2) 営業時間は、8時45分から17時30分までとする。ただし、利用者のニーズに応じて、早朝、夜間の勤務を行なう。

(訪問介護事業の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護事業の内容は次のとおりとし、訪問介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(※厚生労働大臣が定める基準「=介護報酬告示」は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(3) 通院等乗降介助(指定訪問介護のみ)

2 前項の(3)の通院等乗降介助時の介助については、訪問介護員等が運転する登録済みの事業所車両を使用して移動等の介助を行なうものとする。

3 前項サービス提供に関しては、事業所の責任において輸送中の安全管理体制を図るため、車両保険の加入、訪問介護員等への指導等を行ない、輸送にかかる費用については別途徴収しないものとする。

(緊急時における対処方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護事業の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は対馬市内の区域とする。

(その他運営に関する留意事項)

第9条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 研修内容

① 採用時研修は、採用後6ヵ月以内に行なう。

② 継続研修は、年1回以上行なう。

(2) 訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密をまもるべき旨を従事者との雇用契約の内容とする。

(4) その他、運営に関する重要事項は、本会が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年3月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成17年3月1日より改正実施する。
- 3 この規程は、平成18年4月1日より改正実施する。
- 4 この規程は、平成19年4月1日より改正実施する。
- 5 この規程は、平成20年3月1日より改正実施する。
- 6 この規程は、平成21年4月1日より改正実施する。
- 7 この規程は、平成22年1月8日より改正実施する。
- 8 この規程は、平成26年2月1日より改正実施する。
- 9 この規程は、平成27年10月1日に改正し、平成27年8月1日より実施する。
- 10 この規程は、平成30年9月1日より改正実施する。
- 11 この規程は、平成31年4月1日より改正実施する。
- 12 この規程は、令和3年4月1日から改正実施する。